

「だいしんビジネスマッチングシステム」利用規約

第1条(総則)

本規約は、大阪信用金庫(以下、「金庫」といいます。)が提供する「だいしんビジネスマッチングシステム(だいしん BMS)」(以下、「本システム」といいます。)の利用者として第3条に基づき登録がなされた事業者(以下、「登録事業者」といいます。)が、「本システム」を利用することに関する基本的事項を定めたもので、本システムを適正に利用することを目的とします。

第2条(システムの概要)

1. 登録事業者は、本システムを利用して、本システムを利用する別の事業者に対して、登録事業者が提供するサービスまたは提供を希望するサービスの詳細情報を提供することができるものとします。
2. 金庫が登録事業者に提供する本システムは、現状有姿にて提供するものとします。
3. 本システムのメンテナンスについて、金庫は本システムの開発会社であるリンクカーズ株式会社に委託しています。
4. 本システムは、外部クラウドサービス事業者のサーバに構築されています。
5. 本システムの稼働時間は、金庫営業日の9:00～19:00とします。稼働時間外において、予告なくメンテナンスを実施し、本システムを利用できないことがあります。

第3条(登録)

1. 本システムは、金庫に口座をお持ちの法人または個人事業主(非居住者を除く。)の方に限り、利用登録の申請ができるものとします。
※ 当面、本システムは、「だいしんネット AKINAI」会員である、あるいは本システムの利用登録の申請と同時に「だいしんネット AKINAI」会員登録の申請を行う法人または個人事業主(非居住者を除く。)の方に限り、利用登録の申請ができるものとします。
2. 本システムにおいては、ビジネスマッチングを希望する事業者が本規約に承諾のうえ、金庫の定める方法によって利用登録を申請し、金庫がビジネスマッチングを希望する事業者に登録を承認する旨、金庫所定の方法で通知することにより、利用登録が完了するものとします。なお、金庫への申請があった時点で、本規約の内容を承諾したものとみなします。
3. 金庫は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあります、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
(1) 利用登録の申請を行った事業者が金庫の取引先でない場合。

- (1の2) 「だいしんネット AKINAI」会員でない、あるいは本システムの利用登録の申請と同時に「だいしんネット AKINAI」会員登録の申請がない場合。
 - (2) 利用登録の申請を行った事業者が実在しない場合。
 - (3) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合。
 - (4) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合。
 - (5) 利用登録の申請を行った事業者(利用登録の申請を行った事業者が法人の場合は代表者)が、第12条第1項に記載の暴力団員等に該当、あるいは第12条第2項各号ならびに第12条第3項各号に記載の行為を行っていると思われる場合。
 - (6) その他、金庫が利用登録を相当でないと判断した場合。
4. 登録事業者は、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、金庫の定める方法により、当該変更事項を金庫に通知し、金庫から求められた資料を提出するものとします。

第4条(利用許諾)

1. 金庫は、登録事業者に対し、利用登録が完了した段階から、本システムを非独占的に利用することを許諾するものとします。
2. 本規約に基づく利用の期間は、利用登録が完了した日の属する月においては、利用登録が完了した日以降最初に到来する月の末日までとします。それ以降の利用については、特段の意思表示がない限り、毎月初日から末日まで継続され、以後も同様とします。

第5条(登録情報の開示)

1. 金庫は、登録事業者に関する以下の情報を紹介先に開示します。
 - ・ 登録事業者が金庫と取引を行っていること。
 - ・ 登録事業者の名称(個人事業者の場合は屋号)
 - ・ 登録事業者の所在地(市区町村まで)
 - ・ 登録事業者の業種および取扱商品
 - ・ 登録事業者の年商
 - ・ その他、登録事業者が紹介先への開示を許容した登録事業者の情報および資料
2. 金庫は、紹介先に対し、登録事業者と紹介先との契約交渉の過程を確認することができるものとします。
3. 金庫は、各種法令による制限への対応やビジネスマッチングの成約率向上のため、登録事業者が本システムに登録した情報を加除修正するものとします。
4. 金庫は、登録事業者が本システムに登録した情報を、金庫が提供する金融商品

やサービス、金庫が開催する各種イベント、あるいは金庫以外の第三者からのマッチング依頼への紹介など、登録事業者への提案等に利用することができるものとします。

5. 金庫およびリンクーズ株式会社は、登録事業者が本システムに登録した情報を、事業者を特定できない形に加工のうえ、無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。）することができるものとします。
6. 金庫およびリンクーズ株式会社は、税務署、検察庁、警察署等から法律に基づいて開示を求められた場合、登録事業者の同意を得ずに開示することがあります。
7. 金庫およびリンクーズ株式会社は、登録事業者が本システムに登録した情報を本条各項に合致しない形で第三者へ開示・提供は行いません。

第6条(自己責任)

1. 登録事業者は、紹介先との取引開始の是非について、自己の責任に基づき判断、決定することとします。
2. 金庫は、紹介先の経営内容・業務内容・信用状況、紹介先から提出されたデータの内容等に関し、何ら保証しません。
3. 登録事業者と紹介先との間で発生した紛議の処理、および当該紹介に関する損害について、金庫に故意または重過失がない限り、金庫は何ら責任を負いません。
4. 金庫は、面談設定の有無、紹介先との取引の成否については、一切の責任を負いません。

第7条(ID およびパスワードの管理)

1. 金庫は、登録事業者に対し、金庫が提供する本システムへのアクセス権限として、アカウントを付与し、登録事業者ごとに専用のID(以下、「専用ID」といいます。)を発行するものとします。
2. 登録事業者は、自己の責任において、専用ID およびパスワードを適切に管理することとします。
3. 登録事業者は、いかなる場合にも専用ID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与もしくは第三者と共用することはできません。
4. 金庫は、専用ID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その専用ID を発行された登録事業者自身による利用とみなします。
5. 専用ID およびパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、金庫は一切の責任を負わないものとします。
6. 登録事業者は、以下の状況が発生した場合、直ちに金庫に対してその旨を連絡するとともに、金庫の指示に従うものとします。

- (1) 専用 ID またはパスワードが第三者に知られ、不正に使用される恐れがある場合
- (2) 専用 ID が第三者に使用されていることが判明した場合

第8条(利用料金)

1. 登録事業者は、ビジネスマッチング案件の掲載、紹介依頼、あるいは成約の有無にかかわらず、毎月金庫所定の日に所定の利用料金を口座振替により支払うこととします。
2. 登録事業者が、「だいしんネット AKINAI」の会員である場合は、「だいしんネット AKINAI」の毎月の会費を支払うことをもって、本システムの利用料金の支払いに代えることとします。
3. 登録事業者が、「だいしんネット AKINAI」の会員でない場合には、本システムの利用登録が完了した日の属する月の翌月から毎月所定の利用料金を支払うこととします。
4. 本システムに掲載された案件へ申込み際は、所定の利用料金とは別に、所定の商談手数料【紹介】を支払うものとします。ただし、後記個別ビジネスマッチング成約手数料の対象となる場合、商談手数料【紹介】は不要とします。
5. 本システムに掲載した案件が成約に至った場合は、所定の利用料金とは別に、所定の商談手数料【成約】を支払うものとします。ただし、成約については、本システムに登録された商談の進捗状況により金庫が判断することとします。
6. 商談手数料【紹介】ならびに商談手数料【成約】については、金庫所定の日に、口座振替により支払うこととします。
7. 下記の各号に該当する場合には、所定の利用料金とは別に、個別ビジネスマッチング成約手数料が必要となる場合があります。
 - (1) 金庫が提携する事業者とのビジネスマッチング
 - (2) 他金融機関の顧客である事業者とのビジネスマッチング
 - (3) 本システム外(商談会、ビジネスマッチングフェアなど)でのビジネスマッチング
8. 個別ビジネスマッチング成約手数料が必要である場合、金庫は、個別ビジネスマッチング成約手数料が必要な旨、本システム上に明記、あるいは直接登録事業者の説明します。
9. 個別ビジネスマッチング成約手数料の支払方法および金額については、手数料発生の都度、金庫が登録事業者に案内することとします。
10. 金庫は、経済情勢の変動等により利用料金を変更することができるものとし、その要件および方法は第19条によるものとします。
11. 利用料金の請求ができなかった場合は、当金庫はいつでも再請求ができるものと

します。

12. 所定の利用料や手数料が支払われなかったときは、金庫は利用料債務等と、預金、積金その他の金庫に対する債権とを期限の利益にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
13. 前項の相殺ができる場合には、金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、登録事業者に代わり諸預け金の払戻を受け、利用料債務等の弁済に充当することもできます。この場合、金庫は登録事業者に対して充当した結果を通知します。

第9条(利用者設備等)

登録事業者は、本システムを利用するに当たり必要となるインターネット接続環境(プロバイダー・電話会社との契約などを含みます。)、コンピュータその他機器、ソフトウェアなどを自らの費用で設置し、維持するものとします。

第10条(権利義務の譲渡禁止)

登録事業者および金庫は、本規約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継させてはならないものとします。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得た場合には、この限りではありません。

第11条(確認事項)

1. 本システムを利用したビジネスマッチングは、金庫と他の取引(融資・為替・預金等、以下、「融資等」といいます。)とは独立したものであり、紹介(依頼)を受けること、ならびに成約の有無が金庫との融資等の他の取引に影響を与えるものではありません。
2. 紹介先との取引の成立または継続に障害が生じる相当の事由が生じた場合等、金庫の判断において、登録事業者に対し紹介先を紹介しないことがあります。
3. 金庫は、本システムを利用して、オペレーティングリース事業への出資に関する勧誘および交渉等、実質的に金融商品取引法第2条第8項に定める売買の媒介および私募の取扱となる行為を、登録事業者に対して行いません。
4. 紹介先が行うオペレーティングリース事業への出資に関する勧誘および交渉、契約、その他出資契約に付随する契約にあたり、金庫の役職員は同席しません。
5. 金庫は、宅地もしくは建物の売買、もしくは交換、または宅地もしくは建物の売買、交換もしくは貸借の代理もしくは媒介をする行為など、実質的に宅地建物取引業法第2条第2項に定める行為を行いません。

第12条(反社会的勢力の排除)

1. 登録事業者(登録事業者が法人の場合はその代表者)が、①暴力団②暴力団員

③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者④暴力団準構成員⑤暴力団関係企業⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等⑦その他本条①～⑥に準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 登録事業者(登録事業者が法人の場合はその代表者)が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をしないことを表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求を行うこと。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求を行うこと。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いること。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害すること。
 - (5) その他前各号に準ずる行為をすること。

第13条(禁止事項)

1. 登録事業者は、本システムの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 金庫が事前に書面により承諾した場合を除き、有償または無償を問わず、本システムを登録事業者の役職員以外の者に利用させる行為。
 - (2) 金庫が登録事業者に提供するアカウントを金庫の許可なく第三者へ開示および提供する行為。
 - (3) 他人になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (4) 金庫または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
 - (5) 金庫または第三者を差別、誹謗中傷し、またはその名誉、信用を毀損する行為。

- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為。
- (8) 本システムによりアクセス可能な金庫または第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態におく行為。
- (10) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
- (11) 金庫等または第三者に対し、嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのある広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信し、または他者のメール受信を妨害する行為、及び連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
- (12) 本システム用設備（金庫が本システムを提供するために用意する通信設備電子計算機、その他の機器及びソフトウェアを言う。以下同様）または他の登録事業者の有する設備に無権限でアクセスし、またはその利用若しくは運営に支障を与える行為、若しくは与えるおそれのある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他の登録事業者の企業情報を収集する行為。
- (14) 本サービスの情報を自動化された手段（スクレイピング等）で収集する行為。
- (15) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (16) 本システム、その他の本サービスを構成するソフトウェアについて、複製若しくは改変、修正その他の二次的著作物の制作をし、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、ソースコードの抽出その他の方法により、内部を解析する行為。
- (17) 本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、移転、貸与、リース、再配布（不特定多数への頒布および送信を含みます。）、または再許諾する行為。
- (18) 上記各号の他、本システムを法令または公序良俗に反する目的で利用する、あるいは本システムの運営を妨害する行為、金庫の信用を毀損し、若しくは財産を侵害する行為または不利益を与える行為。
- (19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含む）が見られるデータ等へリンクを設定する行為。
- (20) 上記各号の行為に準ずる行為。

(21) その他本規約に違反するなど、金庫が不相当と判断する行為。

2. 金庫は、本システム上での登録事業者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると金庫が合理的に判断した場合には、登録事業者に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部について削除、送信停止その他の措置をとることができるものとします。金庫は、本項に基づき金庫が行った措置に基づき登録事業者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第14条(本システムの一時中断または停止)

1. 金庫は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、登録事業者に事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本システムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
 - (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合
 - (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (4) その他、金庫が本システムの提供が困難と判断した場合
2. 本システムの提供の一時中断または停止により、登録事業者などに不利益または損害が生じた場合であっても、金庫は一切の責任を負いません。

第15条(免責事項等)

1. 本システムで提供するウェブサイトに掲載している情報を、金庫が相当な安全措置を講じていたにもかかわらず、不正アクセス等で第三者に取得され、登録事業者または第三者が被った被害について、金庫は責任を負いません。
2. 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等、金庫の責めによらない事由により本システムのウェブサイト上の登録事業者情報その他の情報が漏えいし、または第三者に取得され、それによって登録事業者が被った損害について、金庫は責任を負いません。

第16条(利用資格の停止・利用登録の抹消)

1. 金庫は、登録事業者が次の事由のいずれかに該当する場合、登録事業者に事前に通知することなく本システムを利用する資格を停止し、または利用登録を抹消することができるものとします。
 - (1) 倒産、廃業などの信用状況の悪化によって、本システムを利用する者として金庫が不相当と判断した場合。
 - (2) 破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続が開始され、もしくは

その申立があった場合、清算に入った場合その他これに準ずる場合。

- (3) 手形の不渡りまたは電子交換所(旧手形交換所を含む)の取引停止処分、もしくは電子記録債権の支払い不能処分を受けた場合。
 - (4) 仮差押、差押もしくは競売手続の開始があった場合または租税公課を滞納して保全差押を受けた場合。
 - (5) 登録住所の変更を怠るなど登録事業者の責めに帰すべき事由により、金庫において利用者の所在が不明となった場合。
 - (6) 解散その他営業活動を休止した場合。
 - (7) 専用 ID・パスワードその他登録された情報を不正に使用した場合。
 - (8) 所定の利用料や手数料が支払日から3カ月を超えて支払われなかった場合。
 - (9) 前記禁止事項に該当し、または該当するおそれがあると金庫が判断した場合。
 - (10) 登録事業者が、金庫の取引先でなくなった場合。
 - (10の2) 登録事業者が、「だいしんネット AKINAI」の会員でなくなった場合。
 - (11) 登録事業者が、登録申込のときに、第3条第3項各号の事由に該当していたことが発覚した場合。
 - (12) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
 - (13) 登録事業者(登録事業者が法人の場合は代表者)が、第12条第1項に記載の暴力団員等に該当、あるいは第12条第2項各号ならびに第12条第3項各号に記載の行為を行っていると思われる場合。
 - (14) 登録情報が虚偽または事実と反することが判明した場合。
 - (15) 掲載案件にかかる商談が成約した旨を金庫に報告せず、商談手数料等の支払いを免れようとした場合。
 - (16) その他本システムを利用する者として不適当と金庫が判断した場合。
2. 登録事業者は、金庫が前項の措置について判断するに際し、登録事業者と金庫との取引に関する情報を利用することをあらかじめ承諾するものとします。

第17条(登録事業者の損害賠償責任)

登録事業者が本規約に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって金庫に損害を与えた場合、金庫は、当該利用者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第18条(金庫の損害賠償責任)

金庫の責めに帰すべき事由により登録事業者に生じた損害につき、金庫は、金庫に予見可能な登録事業者に直接かつ現実に生じた通常損害についてのみ、金庫が当該登録事業者から受領した過去1年分の利用料金の総額を上限として、登録事業者の請求により登録事業者に賠償します。ただし、当該損害が、金庫の故意または重

過失により生じたものである場合には、上記損害賠償額の上限は適用しないものとします。

第19条(本システムでの提供内容の変更または本規約の変更)

1. 金庫は、本システムでの提供内容を事前にホームページ等に掲載することにより、変更(追加または廃止を含みます。)することができるものとします。
2. 金庫は、以下に掲げる場合、民法548条の4(定型約款の変更)の規定により、利用者の承諾なく本システムでの提供内容または本規約を変更することがあります。
 - (1) 本システムでの提供内容または本規約の変更が利用者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本システムでの提供内容または本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
3. 金庫は、本システムでの提供内容の変更または本規約の変更を行う場合、変更の内容および変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに金庫所定の方法で、登録事業者告知します。
4. 告知された効力発生時期以降に登録事業者が本システムを利用した場合には、登録事業者は、本システムでの提供内容の変更または本規約の変更に同意したものとみなします。

第20条(登録抹消)

1. 登録事業者が、本システムの利用をやめることを希望する場合は、別途登録抹消届を金庫に送付のうえ、金庫が登録抹消届を受理した日に解約できるものとします。
2. 登録事業者は、解約後であったとしても金庫が登録抹消届を受理した日の属する月までの利用料金を支払う義務を負うものとします。
3. 登録事業者は、金庫が、登録抹消届を受理した日の属する月の月末まで、本システムを利用する資格を有することとします。金庫は、登録事業者から特段の申し出がない限り、登録抹消届を受理した日の属する月の翌月の金庫所定の日に専用IDの抹消を行います。

第21条(協議条項)

本規約に定めのない事項については、金庫および登録事業者は、双方誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとします。

第22条(準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

2. 本システムの利用に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所もしくは大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

改廃

2024年10月1日新規制定

以上

”